



No.23 (2010年10月)

発行: 上野西部地区住民自治協議会 総務・広報・人権部会
伊賀市上野福居町(上野西部公民館内)
<http://www.uenoseibu.com/>

「自治組織のあり方の見直しについて」

市の説明会開催

平成 22 年 9 月 7 日 (火) 19 時 30 分より
ふれあいプラザ 3 階会議室にて上野西部と
上野南部の住民自治協議会に対して「自治組
織のあり方の見直しについて」の市の説明会
が開催されました。市長の挨拶に続いて昨年
末から検討委員会等にて検討されてきた内
容が説明され、最後に質疑応答が活発にされ
ました。ただこの日に説明された内容は最終
のものではなく、各地域を順に説明会を重ね
て、その結果修正すべきものは修正されると
のことでした。説明された主な内容は次の通
りです。



内保市長

◎自治会と住民自治協議会の役割の明確化について

自治会の役割

最も身近な自治組織で、地域にとってなくてはならない重要な組織
住民自治協議会の中心的存在

住民自治協議会の役割

自治基本条例で定められた公共的団体
自治会よりも大きな単位のまちづくり

◎地域の行政窓口について (窓口の 1 本化)

平成 2 3 年度から地域の行政への窓口は住民自治協議会に 1 本化されます。但し次の場
合等には自治会が窓口となります。

- ・ひとつの自治会の区域内のみを対象とする業務
- ・緊急時、災害発生時の情報収集及び伝達に関する業務

◎窓口の1本化により住民自治協議会が行うことになる業務について

住民自治協議会が必ず行う業務として市内の全ての地域で行う必要があります。行政が行うよりも「効率的」「効果的」な業務が考えられています。その他選択して行う業務も出てきます。

(必ず行う業務の例)	委員等の推薦・選任 啓発 調査報告	事業及び活動協力 配布・回覧・周知 募金
------------	-------------------------	----------------------------

◎窓口の1本化後の地域予算制度について

これまで市から住民自治協議会と自治会にそれぞれ交付金等が出ていましたが1本化後はまとめて住民自治協議会に地域包括交付金として支出されます。

地域包括交付金について

- ・自治振興費（一部を除く）の中から地域へ支出していた補助金や委託料を包括し、交付金として住民自治協議会へ支出されます。
- ・交付金の使い道や事業の優先順位について、地域で協議する必要があります。

将来的には2次見直しを行い、更に行政の業務が整理され、地域で行えるものは地域包括交付金に含まれていきます。

説明会資料より

トピックス



新天地の私のたからもの市

今月も第1土曜日9月4日に実施されました。10月も第1土曜日です。



祭礼事始めくじ取り式

9月9日（木）13時から菅原神社仮拝所にて行われました。
結果は9月15日発行の公民館だよりをご覧ください。

市長表彰おめでとうございます

7月26日、伊賀市文化会館にて開催されました上老連総会にて西部地区の中川正雄様（上野紺屋町）・石黒恭二様（上野幸坂町）が市長表彰を受けられました。おめでとうございます。